

令和4年度

安城市補正予算書



## 第18号議案

### 令和4年度安城市一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度安城市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,205,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		39,490,521	700,000	40,190,521
	5 市民税	16,243,000	500,000	16,743,000
	20 市たばこ税	1,271,000	200,000	1,471,000
25 株式等譲渡所得割交付金		140,000	40,000	180,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	140,000	40,000	180,000
26 法人事業税交付金		590,000	100,000	690,000
	5 法人事業税交付金	590,000	100,000	690,000
30 地方消費税交付金		4,500,000	250,000	4,750,000
	5 地方消費税交付金	4,500,000	250,000	4,750,000
40 地方特例交付金		250,000	14,525	264,525
	5 地方特例交付金	250,000	14,525	264,525
60 使用料及び手数料		961,088	△16,540	944,548
	5 使用料	578,347	△12,240	566,107
	10 手数料	382,741	△4,300	378,441
65 国庫支出金		11,501,761	176,746	11,678,507
	5 国庫負担金	8,006,923	△22,934	7,983,989
	10 国庫補助金	3,459,705	199,680	3,659,385
70 県支出金		5,460,819	△102,146	5,358,673
	5 県負担金	2,631,473	27,347	2,658,820
	10 県補助金	2,294,368	△104,269	2,190,099
	15 委託金	527,885	△21,224	506,661
	20 県交付金	7,093	△4,000	3,093
75 財産収入		151,671	49,050	200,721
	5 財産運用収入	91,463	54,550	146,013
	10 財産売払収入	60,208	△5,500	54,708

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
80 寄附金		160,261	△47,722	112,539
	5 寄附金	160,261	△47,722	112,539
85 繰入金		2,739,414	△2,734,157	5,257
	10 基金繰入金	2,739,414	△2,734,157	5,257
90 繰越金		2,251,901	2,251,902	4,503,803
	5 繰越金	2,251,901	2,251,902	4,503,803
95 諸収入		3,553,351	△92,296	3,461,055
	10 市預金利子	2,000	6,491	8,491
	25 雑入	3,318,341	△98,787	3,219,554
99 市債		1,936,000	△331,100	1,604,900
	5 市債	1,936,000	△331,100	1,604,900
歳 入 合 計		74,947,510	258,262	75,205,772

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		427,022	△16,807	410,215
	5 議会費	427,022	△16,807	410,215
10 総務費		7,308,906	1,483,575	8,792,481
	5 総務管理費	5,927,653	1,541,991	7,469,644
	10 徴税費	608,080	△11,802	596,278
	15 戸籍住民基本台帳費	399,462	△17,582	381,880
	20 選挙費	323,726	△28,765	294,961
	30 監査委員費	44,142	△267	43,875
15 民生費		30,615,579	△571,143	30,044,436
	5 社会福祉費	13,798,737	△137,681	13,661,056
	10 児童福祉費	15,331,130	△432,962	14,898,168
	15 生活保護費	1,484,212	△500	1,483,712
20 衛生費		8,947,418	777,785	9,725,203
	5 保健衛生費	4,354,531	△164,757	4,189,774
	10 環境費	3,849,391	952,242	4,801,633
	15 水道事業費	743,496	△9,700	733,796
25 労働費		89,385	△14,799	74,586
	5 労働諸費	89,385	△14,799	74,586
30 農林水産業費		1,560,162	△69,307	1,490,855
	5 農業費	1,560,162	△69,307	1,490,855
35 商工費		1,100,707	△63,500	1,037,207
	5 商工費	1,100,707	△63,500	1,037,207
40 土木費		9,079,069	△785,121	8,293,948
	5 土木管理費	404,820	△13,401	391,419
	10 道路橋りょう費	2,938,097	△288,752	2,649,345
	15 河川費	250,885	△27,200	223,685
	20 都市計画費	2,767,772	△394,264	2,373,508

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	25 下水道事業費	1,380,632	△24,087	1,356,545
	30 住宅費	1,336,863	△37,417	1,299,446
45 消防費		2,171,135	△145,877	2,025,258
	5 消防費	2,171,135	△145,877	2,025,258
50 教育費		10,345,431	△319,034	10,026,397
	5 教育総務費	1,290,973	△110,601	1,180,372
	10 小学校費	2,019,994	△22,988	1,997,006
	15 中学校費	888,144	△27,854	860,290
	20 幼稚園費	374,220	△4,000	370,220
	25 社会教育費	2,345,860	△66,631	2,279,229
	30 保健体育費	3,426,240	△86,960	3,339,280
60 公債費		3,202,695	△17,510	3,185,185
	5 公債費	3,202,695	△17,510	3,185,185
歳 出 合 計		74,947,510	258,262	75,205,772

## 第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	5 社会福祉費	総合福祉センター改修事業	千円		千円	千円		千円
			704,000	令和3年度	281,600	702,883	令和3年度	281,600
				令和4年度	422,400		令和4年度	421,283



### 第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	緊急新生児出産応援金支給事業	10,000
20 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	400,000
30 農林水産業費	5 農業費	土地改良施設改修事業	28,786
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	27,380
		道路新設改良事業	485,697
		交差点改良事業	10,000
		橋りょう新設改良事業	40,000
	20 都市計画費	まちづくり推進事業	22,000
		駅施設管理事業	32,000
45 消防費	5 消防費	防災設備整備事業	4,400
50 教育費	25 社会教育費	安祥公民館施設管理事業	3,500
		史跡整備事業	45,736

## 第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
総合福祉センター改修事業	232,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	224,500	左に同じ	左に同じ	左に同じ
保育園等改修事業	57,000				49,800			
児童クラブ建設事業	76,000				73,600			
緑箕輪2号線道路整備事業	23,000				13,000			
里荒畑5号線道路整備事業	22,000				12,000			
山中曾根線他道路整備事業	88,000				49,000			
新明東栄線他道路整備事業	146,000				68,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	59,000				24,000			
福釜安城線・通学橋道路整備事業	56,000				32,000			
北大坪天白線道路整備事業	32,000				7,000			
西町公園整備事業	17,000				14,000			
南明治第一土地区画整理事業	73,000				21,000			
中学校校舎改修事業	143,000				105,000			

## 第19号議案

令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,119,292千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		3,498,547	△181,501	3,317,046
	5 国民健康保険税	3,498,547	△181,501	3,317,046
15 国庫支出金		0	115	115
	10 国庫補助金	0	115	115
25 県支出金		9,243,289	100,000	9,343,289
	5 県補助金	9,243,289	100,000	9,343,289
35 財産収入		239	507	746
	5 財産運用収入	239	507	746
40 繰入金		1,100,524	19,171	1,119,695
	5 他会計繰入金	1,100,524	19,171	1,119,695
歳 入 合 計		14,181,000	△61,708	14,119,292

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		199,366	△17,600	181,766
	5 総務管理費	176,494	△17,600	158,894
10 保険給付費		9,059,792	100,000	9,159,792
	5 療養諸費	7,956,404	100,000	8,056,404
23 国民健康保険事業費納付金		4,702,631	△145,077	4,557,554
	5 医療給付費分	3,104,683	△90,823	3,013,860
	10 後期高齢者支援金等分	1,121,441	△19,074	1,102,367
	15 介護納付金分	476,507	△35,180	441,327
30 基金積立金		239	507	746
	5 基金積立金	239	507	746
40 諸支出金		20,434	462	20,896
	5 償還金及び還付加算金	20,434	462	20,896
歳 出 合 計		14,181,000	△61,708	14,119,292



## 第20号議案

令和4年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星 元 人

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 財産収入		189	399	588
	5 財産運用収入	189	399	588
歳 入 合 計		318,048	399	318,447

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		318,048	399	318,447
	5 駐車場費	295,445	399	295,844
歳 出 合 計		318,048	399	318,447



第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 有料駐車場費	5 駐車場費	自動車・自転車有料駐車場事業	千円 700



## 第 2 1 号議案

令和 4 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第 1 号）について

令和 4 年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 2, 4 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 1 1 3, 4 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		777,005	△10,960	766,045
	5 保留地処分金	727,005	△137,860	589,145
	10 換地清算金	50,000	126,900	176,900
15 国庫支出金		48,850	18,150	67,000
	10 国庫補助金	48,850	18,150	67,000
20 県支出金		9,787	△787	9,000
	5 県負担金	9,787	△787	9,000
30 繰入金		335,057	△31,400	303,657
	5 一般会計繰入金	335,057	△31,400	303,657
35 繰越金		1	967,567	967,568
	5 繰越金	1	967,567	967,568
40 諸収入		200	△150	50
	10 雑入	200	△150	50
歳 入 合 計		1,171,000	942,420	2,113,420

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		1,171,000	942,420	2,113,420
	5 土地区画整理費	815,025	943,075	1,758,100
	10 公債費	355,975	△655	355,320
歳 出 合 計		1,171,000	942,420	2,113,420

## 第 2 2 号議案

令和 4 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6, 9 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 4 6, 9 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,704,001	△5,301	2,698,700
	5 介護保険料	2,704,001	△5,301	2,698,700
15 国庫支出金		2,200,578	△90,425	2,110,153
	5 国庫負担金	1,871,630	△53,095	1,818,535
	10 国庫補助金	328,948	△37,330	291,618
20 支払基金交付金		2,806,787	△215,105	2,591,682
	5 支払基金交付金	2,806,787	△215,105	2,591,682
25 県支出金		1,511,352	△107,495	1,403,857
	5 県負担金	1,405,962	△106,688	1,299,274
	10 県補助金	105,390	△807	104,583
30 財産収入		221	1,958	2,179
	5 財産運用収入	221	1,958	2,179
35 繰入金		1,947,006	△78,015	1,868,991
	5 一般会計繰入金	1,884,377	△15,386	1,868,991
	10 基金繰入金	62,629	△62,629	0
40 繰越金		1	571,325	571,326
	5 繰越金	1	571,325	571,326
歳 入 合 計		11,170,000	76,942	11,246,942

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		285,452	△10,200	275,252
	5 総務管理費	159,981	△3,200	156,781
	15 介護認定審査会費	103,681	△7,000	96,681
10 保険給付費		10,084,900	△235,000	9,849,900
	5 介護サービス等諸費	9,245,000	△170,000	9,075,000
	10 介護予防サービス等諸費	388,000	5,000	393,000
	15 その他諸費	6,500	0	6,500
	20 高額介護サービス等費	239,600	△40,000	199,600
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,300	0	37,300
	25 特定入所者介護サービス等費	168,500	△30,000	138,500
15 地域支援事業費		794,379	500	794,879
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	320,399	11,000	331,399
	10 一般介護予防事業費	60,523	0	60,523
	15 包括的支援事業費・任意事業費	412,757	△10,500	402,257
	20 その他諸費	700	0	700
25 基金積立金		221	201,958	202,179
	5 基金積立金	221	201,958	202,179
35 諸支出金		5,048	119,684	124,732
	5 償還金及び還付加算金	5,048	119,684	124,732
歳 出 合 計		11,170,000	76,942	11,246,942





## 第23号議案

令和4年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,528,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,231,300	△21,000	2,210,300
	5 後期高齢者医療保険料	2,231,300	△21,000	2,210,300
10 繰入金		313,152	△9,000	304,152
	5 一般会計繰入金	313,152	△9,000	304,152
15 繰越金		9,000	△503	8,497
	5 繰越金	9,000	△503	8,497
20 諸収入		4,548	603	5,151
	5 延滞金、加算金及び過料	1	603	604
歳 入 合 計		2,558,000	△29,900	2,528,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,539,052	△29,900	2,509,152
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,539,052	△29,900	2,509,152
歳 出 合 計		2,558,000	△29,900	2,528,100

## 第24号議案

### 令和4年度安城市水道事業会計補正予算（第4号）について

（総則）

第1条 令和4年度安城市の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度安城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,351,700千円	21,600千円	3,373,300千円
第10項 営業収益	2,406,712千円	△25,900千円	2,380,812千円
第20項 営業外収益	944,986千円	47,500千円	992,486千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	3,254,700千円	△94,396千円	3,160,304千円
第10項 営業費用	3,193,255千円	△44,396千円	3,148,859千円
第20項 営業外費用	58,935千円	△50,000千円	8,935千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,275,000千円は、減債積立金53,201千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,065,679千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,120千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	538,000千円	△20,100千円	517,900千円
第20項 一般会計出資金	57,067千円	4,900千円	61,967千円
第40項 工事負担金	158,068千円	△25,000千円	133,068千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	1,813,000千円	△63,325千円	1,749,675千円
第10項 建設改良費	1,759,798千円	△63,325千円	1,696,473千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	316,949千円	△15,321千円	301,628千円

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

## 第25号議案

### 令和4年度安城市下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和4年度安城市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
(2) 年間総処理水量	15,993,000 m <sup>3</sup>	△245,000 m <sup>3</sup>	15,748,000 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
流域下水道建設費負担金	109,650千円	△15,100千円	94,550千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,258,000千円	△134,162千円	3,123,838千円
第10項 営業収益	1,700,886千円	△25,000千円	1,675,886千円
第20項 営業外収益	1,367,111千円	△34,662千円	1,332,449千円
第30項 特別利益	190,003千円	△74,500千円	115,503千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 下水道事業費用	3,166,000千円	△131,392千円	3,034,608千円
第10項 営業費用	2,916,546千円	△124,309千円	2,792,237千円
第20項 営業外費用	248,444千円	△7,083千円	241,361千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,336,882千円は、当年度分損益勘定留保資金1,241,742千円、過年度分損益勘定留保資金1,507千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,045千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収

支調整額 15,588千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	1,620,000千円	△56,869千円	1,563,131千円
第10項 企 業 債	685,800千円	△43,800千円	642,000千円
第20項 一般会計出資金	507,218千円	△9,798千円	497,420千円
第40項 受益者負担金	80,322千円	5,800千円	86,122千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	2,942,000千円	△41,987千円	2,900,013千円
第10項 建設改良費	1,602,400千円	△41,987千円	1,560,413千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	576,400千円	△28,700千円	547,700千円
流域下水道事業	109,400千円	△15,100千円	94,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	174,648千円	△9,035千円	165,613千円

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人